

## ルリー口福岡ホームエリアに関する協定書

筑後市と、株式会社LERIRO（以下「ルリー口」という。）とは、次のとおりホームエリアに関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 筑後市及びルリー口は、筑後市が目指す将来像「恵の多い自然、ゆかしい歴史と文化のうえに人の和を織りなして、住みよいふるさと、活気に満ちたまち ちくご」並びにルリー口の基本理念である「地域密着型ラグビーチーム」「スポーツを通じて感動笑夢を1人でも多くの人々へ」を実現するために、相互に協力し友好関係を保持するものとする。

（協力事項）

第2条 筑後市及びルリー口は、前条を達成するため、次の各号に掲げる事項について協力する。

- (1)筑後市民とルリー口との交流に関すること
- (2)ルリー口への応援活動の支援に関すること
- (3)地域貢献活動に関すること
- (4)子ども・子育て支援・青少年育成に関すること
- (5)相互の情報発信に関すること
- (6)前各号に掲げるもののほか、筑後市及びルリー口両者が必要と認める事項

（実施方法等）

第3条 前条各号に掲げる事項に関する日程、実施方法、経費その他必要な事項は、筑後市及びルリー口が協議のうえ、別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結日から発効し、有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の期間満了の1か月前までに筑後市及びルリー口が書面による解約の申し出を行わなければ、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 筑後市は、福岡県警察本部からの通知に基づき、ルリー口が次の各号のいずれかに該当する時は、本協定を解除することができる。この場合において、解除によりルリー口に生じる損害については、筑後市はその一切の責めを負わない。

- (1)役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（構成

員と見なされる者を含む。以下「構成員等」という。）であると認められるとき。

- (2)暴力団又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3)暴力団又は構成員等に対して、資金援助又は便宜供与をしたと認められるとき。
- (4)自治体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (5)構成員等であることを知りながら、その者を雇用又は使用していると認められるとき。
- (6)役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは構成員等を利用したとき又は暴力団若しくは構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
- (7)役員等又は使用人が、暴力団若しくは構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

（秘密の保持）

第7条 筑後市及びルリー口は、本協定履行上知り得た秘密を、本協定の目的のみに利用し、他に漏らしてはならない。

（疑義の解決）

第8条 本協定に定める事項及び本協定に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、筑後市及びルリー口が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、筑後市及びルリー口が署名のうえ、各自1通を保有する。

令和6年1月18日

筑後市

筑後市長

西田正治

株式会社LERIRO

代表取締役

長川大輝